

聞こえと補聴器 なんでも相談会

講演会・相談会補聴器を
つけた方が
いいのかな？聞こえの
しくみについて
知りたい補聴器の
調子が良く
ない**参加費無料****日時****令和7年2月24日(月・振休)****場所****浜松市福祉交流センター4F**

浜松市中央区成子町140-8

※駐車場台数に限りがありますので満車の
場合は近隣の駐車場をご利用ください**午前の部（講演会）****聴覚障害と補聴器
に関する講演**

10:30～11:50

要申込・先着50名程度

**午後の部（相談会）****認定補聴器技能者による
補聴器に関する相談会**

12:50～16:00

要申込・先着20名程度

講師：浜松医科大学医学部附属病院
耳鼻咽喉科 講師**中西 啓** 先生

- ・お一人様30分程度
- ・開始時間については相談が決定した方に、ご案内の通知を送付します

体験・相談ブース

※事前申込不要、どなたでも参加いただけます

補聴器の展示・試聴など

11:50～午後の相談終了まで

身体障害者手帳・福祉サービスの相談

12:50～午後の相談終了まで

浜松市障害者更生相談所

〒430-0929

浜松市中央区中央1-12-1 県浜松総合庁舎4F

お申し込み期間**令和7年1月16日～2月17日****お申し込み方法**右記電話番号 または FAX
よりお申込みください**電話****053-457-2707****FAX****053-457-2645**

チラシ裏面（FAX送信票）をご利用ください

総務大臣 村上 誠一郎 様
厚生労働大臣 福岡 資麿 様

同性パートナーに関する権利や制度等の検討を求める要望

我々の区においては、多様性を認め合う地域社会の実現を目指すことを目的として、条例の制定やパートナーシップ制度等を導入し、事実婚を対象としているサービス等について、同性パートナーも対象とするなどの対応を行っている。

現在、自治体によるパートナーシップ制度の人口カバー率は約89%となり、民間においても性的マイノリティに配慮した取組が進んでいる状況である。また、本年3月の最高裁では、犯罪被害者等給付金に関して、同性パートナーも男女の事実婚と同様に支給対象になり得るとの判断が示された。

このような状況の中、一部の自治体では、同性パートナーの住民票の続柄について、現行の住民基本台帳事務処理要領に示された表記の範囲内での対応として「夫（未届）」、「妻（未届）」と表記する動きが出てきている。特別区においても、本年11月1日より、世田谷区と中野区で同様の対応を開始したところである。

我々は、同性パートナー、法律婚、事実婚などに関わらず、誰もが等しくサービス等を享受することができる社会の実現を強く望んでおり、あくまでも過渡的な措置として、市民生活を支える基礎自治体の立場から可能な限りの方策を尽くしているものである。

ついては、以下の事項について、国において早急に対応することを求める。

記

- 1 同性パートナーが法律婚や事実婚と比べて不利益を被ることなく同様の権利が得られるよう、各種社会保障制度等の改正について早急に検討を行うこと。
- 2 パートナーシップ制度の適用を受けた者の住民票における続柄の表記として、当事者間の関係をより適切に反映した新たな表記を設定し、住民基本台帳事務処理要領に掲載するなどの対応を行うこと。

令和6年12月23日

港区長	清家愛	杉並区長	岸本聡子
文京区長	成澤廣修	豊島区長	高際みゆき
品川区長	森澤恭子	墨田区長	山本亨
世田谷区長	保坂展人	足立区長	近藤やよい
中野区長	酒井直人	江戸川区長	斉藤猛

○鎌ヶ谷市有機フッ素化合物(PFOS/PFOA)に係る血液検査事業実施要綱

令和6年9月4日

告示第96号

(目的)

第1条 この要綱は、有機フッ素化合物であるペルフルオロオクタンスルホン酸(以下「PFOS」という。)及びペルフルオロオクタン酸(以下「PFOA」という。)に係る血液検査事業(以下「事業」という。)を実施することにより、井戸水汚染に対する市民等の不安の軽減を図り、かつ、井戸水汚染と血中濃度との関連の有無についての解析を行うことを目的とする。

(事業の内容等)

第2条 事業は、市長が実施し、その内容は次に掲げるものとする。

- (1) 有機フッ素化合物(PFOS/PFOA)に係る血液検査(以下「検査」という。)
- (2) 検査費用の助成(以下「助成」という。)

2 助成対象の検査は、医療機関等において実施するものとする。

(対象者)

第3条 事業の対象とする者(以下「対象者」という。)は、本市が令和6年4月以後に実施した有機フッ素化合物であるPFOS及びPFOAに係る井戸水質調査(以下「本市井戸水質調査」という。)の対象となった者又は事業所に勤務する者若しくは勤務していた者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 次のアからエまでのいずれかに該当する者

ア 検査を受ける日(以下「検査日」という。)において、本市に住所を有する者

イ 第6条第1項第1号に掲げる文書に記載されている「採水年月日」において、本市に住所を有していた者

ウ 検査日において、本市井戸水質調査の対象となった事業所に勤務する者

エ 第6条第1項第1号に掲げる文書に記載されている「採水年月日」において、本市井戸水質調査の対象となった事業所に勤務していた者

- (2) 前号ア又はイに該当する者にあつてはその住宅の敷地内の、同号ウ又はエ該当する者にあつてはその事業所の敷地内の井戸水を飲用に利用しており、かつ、その井戸水の水質の測定値が、国の設定する井戸水の水質管理目標設定項目であるPFOS及びPFOAについて、その暫定指針値である1リットルあたり50ナノグラムを超過していること。

(助成の回数)

第4条 助成を受けることができる回数は、対象者1人につき1年度あたり1回とし、最大2回までとする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、対象者1人につき検査に要した費用の額とし、1回につき 30,000円を上限とする。

ただし、検査のための通院等に要した費用は助成の対象としない。

(助成の申請等)

第6条 助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、検査を受けた日から1年以内に、鎌ヶ谷市有機フッ素化合物(PFOS/PFOA)に係る血液検査費用助成申請書兼請求書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 「有機フッ素化合物(PFOS、PFOA)の水質調査結果について」の写し
- (2) 血液検査結果が確認できる書類
- (3) 血液検査機関の発行する領収書
- (4) 金融機関の通帳の口座番号が確認できる書類(本人名義)
- (5) 在勤証明書(別記第2号様式。第3条第1号ウ又はエに該当する者に限る。)
- (6) 検査日において本市外に住所を有する者は、その身分を確認できる書類等
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(助成の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、助成の可否及び助成金の額を決定し、鎌ヶ谷市有機フッ素化合物(PFOS/PFOA)に係る血液検査費用助成金交付決定(却下)通知書(別記第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(助成の取消し等)

第8条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた場合は、交付の決定を取り消し、既に交付した助成金があるときは、その全部を返還させるものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか事業の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。



図1 調査地域

2025年3月10日

一般質問資料 日本共産党浜松市議団 小黒啓子

資料5 議会事務局作成

◎企業債の概況

単位：円

市名	R2年度末残高	R3年度借入額	R3年度償還額	R3年度末残高	R4年度借入額	R4年度償還額	R4年度末残高	R5年度借入額	R5年度償還額	R5年度末残高
浜松市	24,463,136,002	1,617,800,000	1,886,617,319	24,194,318,683	1,649,400,000	1,914,405,703	23,929,312,980	1,777,400,000	1,777,549,839	23,929,163,141
新潟市	48,888,274,375	2,434,000,000	3,229,111,988	48,093,162,387	4,187,000,000	3,419,278,773	48,860,883,614	4,741,000,000	3,490,900,361	50,110,983,253
静岡市	44,110,941,223	2,600,000,000	2,357,030,008	44,353,911,215	1,720,000,000	2,420,775,271	43,653,135,944	3,400,000,000	2,316,757,114	44,736,378,830
堺市	34,961,411,327	3,300,000,000	1,550,133,384	36,711,277,943	6,767,200,000	1,639,908,853	41,838,569,090	6,382,000,000	1,531,795,683	46,688,773,407
岡山市	22,359,870,580	2,060,000,000	1,978,984,804	22,440,885,776	2,700,000,000	2,013,136,553	23,127,749,223	2,700,000,000	1,949,386,880	23,878,362,343
熊本市	32,277,746,235	1,000,000,000	1,903,388,630	31,374,357,605	1,338,500,000	1,997,308,297	30,715,549,308	830,000,000	2,044,668,042	29,500,881,266

※会派の求めに応じ条例別表を基に上下水道部作成

料金単価

区分		条例単価（税込）（円）		改定率
		現行	改定後	
平均改定率				17.9%
基本料金（一口径別）	13ミリメートル	660.0	777.7	17.8%
	20ミリメートル	704.0	979.0	均等に引上げ （税抜38.7% 程度）
	25ミリメートル	792.0	1,100.0	
	30ミリメートル	1,650.0	2,288.0	
	40ミリメートル	3,190.0	4,422.0	
	50ミリメートル	6,820.0	9,460.0	
	75ミリメートル	15,400.0	21,351.0	
	100ミリメートル	30,800.0	42,713.0	
	125ミリメートル	30,800.0	42,713.0	
	150ミリメートル	81,400.0	112,871.0	
	200ミリメートル以上	170,500.0	236,423.0	
従量料金（水量別）	10立方メートルまでの分	44.0	50.6	均等に引上げ （税抜16.1% 程度）
	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	105.6	122.1	
	20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	139.7	161.7	
	30立方メートルを超え40立方メートルまでの分	170.5	198.0	
	40立方メートルを超え50立方メートルまでの分	198.0	229.9	
	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	206.8	239.8	
	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	214.5	248.6	
	500立方メートルを超える分	220.0	255.2	